

審 査 基 準

令和2年3月23日作成

法 令 名	古物営業法
根 拠 条 項	第3条第2項
処 分 の 概 要	古物市場主の許可
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	<ul style="list-style-type: none">古物営業法第4条（許可の基準）、第5条第1項（許可の手続）古物営業法施行規則第1条（許可の申請）、第2条（古物の区分）
審 査 基 準	古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間	35日
申 請 先	申請書は、あなたの営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。）の所在地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	